

国民の世論と運動で、「社会保障・税一体改革」をやめさせ、社会保障拡充への転換を！

ほっかいどうの社会保障

2013年12月27日 北海道社会保障推進協議会 Tel:011-758-2648 FAX:758-4666

弱い者をいじめるな！不服審査請求広がる

年金 道内2000件越える 道社保協事務所にも申込書続々届く

「消費税増税5%、年金引き下げ2.5%、燃料費の高騰により、年金生活者は実質10%以上の減額となります。このままでは生活できません」

「12月の年金も2ヶ月分カットされ(約3000円)、同じような金額を今後2回も下げられたら、死活問題です」

「年金から介護保険料や住民税の天引きなどかかって取りやすいところからとっておきながら、大企業優遇減税など目に余る！」

「年金の引き下げをやめてほしい」「弱い者をいじめるな」と、道内でも不服審査請求の取り組みが広がっています。年金者組合道本部の27日時点の集約では2020件です。

不服審査請求の申込書付きのチラシを送付も、民医連の一部の事務所ではじめています。道社保協事務所にも、札幌、函館、せたな、小樽、苫小牧、芦別、当別などからFAXや郵送で申込書が続々届いています(申込書に書かれた意見・左記参照)。札幌市内に住む「一人暮らしの86歳男性」は、直接事務所に届けてくれました。「年金が下がって本当に大変」と話していました。提出日は1月31日です。

生活保護 冬期加算、期末一時扶助削減の不服審査請求 小樽で提出集会 86件

12月20日、小樽で、「生存権を守るため、国に物申そう 冬期加算・期末一時扶助減額 不服審査請求提出集会」が行われ、高橋知事への不服審査請求書86件帯分を小樽市の担当者に提出しました。生活保護基準の引き下げは、8月からの生活扶助費の減額に続いて、冬期加算(11月から3月まで支給)と期末一時扶助費(年越資金として12月に支給)も減額されました。極寒の北海道での生活には、これらの扶助は欠かれません。小樽以外でも、各地でも取り組まれています。



生活保護法は改悪されたが、運動が歯止めをかけた

集会では、佐藤勤氏(小樽生活と健康守る会会長)から、「生活保護法は改悪されたが、私達のたたかいで、『厚労省から今までと何も変わらない』との回答を引き出したことが報告されました。実際、厚労省の会議でも、法改定について、①「従来通り、保護申請は口頭申請も認める。申請書類が整ってなくても受け付ける」、②「扶養は保護に優先するもので要件とするものではないこと」などが説明されています。集会参加者は、「たたかえば変えられる」ことを確信に、運動をすすめることを確認しあいました。

再審査請求も707件

9月までに提出した約1400件の不服審査請求に対して、「棄却」の不当裁決通知書が順次届いています。すでに910件届いていますが、27日現在で707件の再審査請求が提出されています。

「稼働能力の確認について」も、①稼働能力があるか否か(年齢や医学的な面だけでなく、生活歴・職歴なども含めて総合的に勘案)、②その具体的な稼働能力を前提として、その能力を活用する意思があるか否か、③実際に稼働能力を活用する場を得ることができるか否かを判断することとし、実際に働く場所があるかどうか判断の基準だと説明しています。

社会保障マスター養成講座 第4講座 (地域社保協交流集会)

講演 **町民にやさしい町づくりをめざして**

(菊池一春・訓子府町長)

資料代500円

1月18日(土) 18時～ かでる2.7 730 研修室

